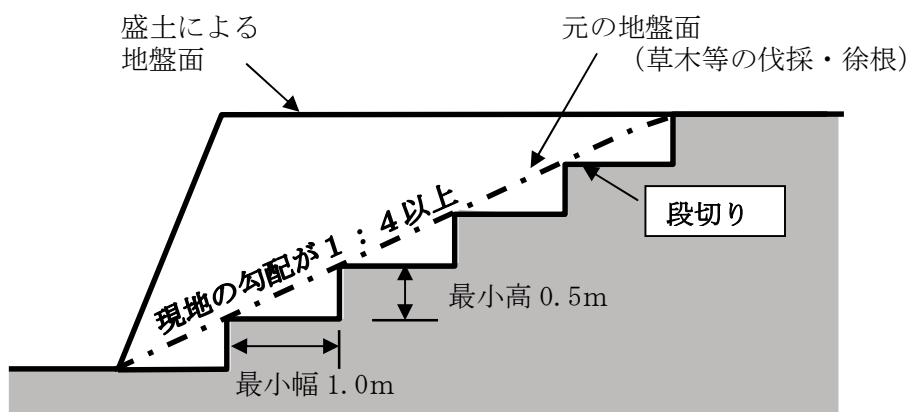


<参考>



6. 政令第28条第6号及び同条第7号について

(1) 政令第28条第6号について

政令第28条第6号は、開発行為によって生じた崖面は、擁壁の設置等の措置によって保護されることについて規定されております。

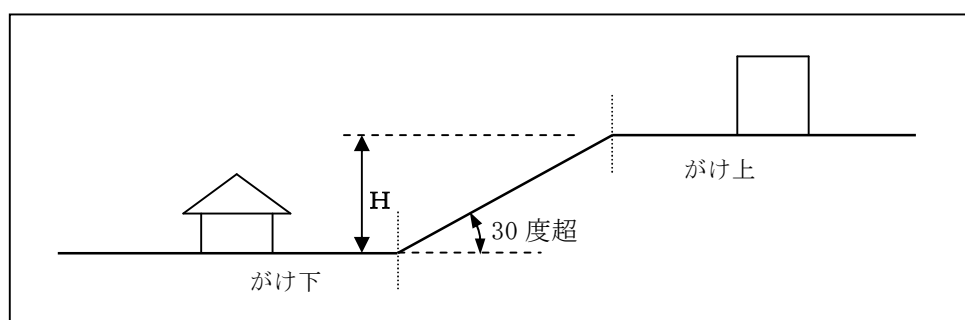
擁壁については、土質試験等に基づき地盤の安定計算を行い、構造計算によってその安全性を確保することとし、崖面の保護の具体的な方法は、省令第23条で規定されております。

(2) 政令第28条第7号について

政令第28条第7号は、切土又は盛土をする場合の地下水の排水施設について規定されております。また、設置する排水施設については、省令第22条で規定されております。

(3) がけの定義

「がけ」とは、地表面が水平面に対して30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいいます。



(4) 擁壁を必要とするがけの範囲

次の①～③のいずれかに該当するがけは、擁壁が必要となります。

① 切土をした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超えるがけのがけ面

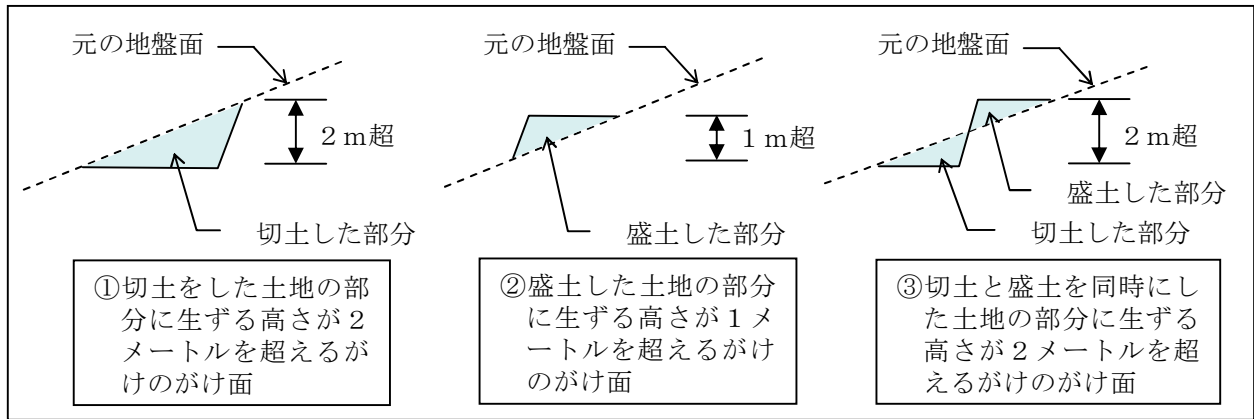
② 盛土した土地の部分に生ずる高さが1メートルを超えるがけのがけ面

③ 切土と盛土を同時にした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超えるがけのがけ面

なお、本市では①と③は、生じる高さが1メートルを超えるがけのがけ面から適用されます。

※がけ面等については、基準条例（P2-117）を参照

図-1 原則として擁壁で覆わなければならないがけ面



(5) 擁壁を不要とするがけの範囲

切土の場合でそれぞれ土質に応じて、がけの勾配が規定の角度以下のものについては、擁壁を要しません。

図-2 擁壁を要しないがけ又はがけの部分 (1)

砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これらに類するもの	風化の著しい岩	軟岩 (風化の著しいものを除く)
<p>35度以内</p>	<p>40度以内</p>	<p>60度以内</p>

また、それぞれ土質に応じて、がけの勾配が規定の範囲内にある場合は、がけの上端から垂直距離で5m以内には擁壁を設ける必要はありません。

図-3 擁壁を要しないがけ又はがけの部分 (2) (がけの上端から5メートル以内)

砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これらに類するもの	風化の著しい岩	軟岩 (風化の著しいものを除く。)
<p>35度超 45度以内</p> <p>がけの上端面</p> <p>5m 以内</p> <p>擁壁を要する がけ</p>	<p>40度超 50度以内</p> <p>がけの上端面</p> <p>5m 以内</p> <p>擁壁を要する がけ</p>	<p>60度超 80度以内</p> <p>がけの上端面</p> <p>5m 以内</p> <p>擁壁を要する がけ</p>